特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 5 | 身体障がい者手帳の交付に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、障がい者福祉に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飯塚市長

公表日

令和7年1月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 」 関連情報 | | | | | | |
|------------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイル | を取り扱う事務 | | | | | |
| ①事務の名称 | 身体障がい者手帳の交付に関する事務 | | | | | |
| ②事務の概要 | 版塚市では、身体障害者福祉法に基づき対象者に身体障がい者手帳を交付しています。 ①身体障がい者手帳交付申請書の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務 ②身体障がい者手帳交付台帳整備に関する事務 ③氏名の変更又は居住地を移した場合の届出の受理、その届出に対する応答に関する事務 ④身体障がい者手帳の再交付に関する事務 | | | | | |
| ③システムの名称 | 障害者総合支援、心身障害者台帳、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー | | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル | 名 | | | | | |
| ・障害者総合支援情報ファイル・心身障害者台帳情報ファイル | | | | | | |
| 3. 個人番号の利用 | | | | | | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項 別表20の項 | | | | | |
| 4. 情報提供ネットワークシ | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | |
| ①実施の有無 | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 | | | | | |
| ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、20、25、37、42、 48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項 (情報照会の根拠) なし | | | | | |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 | | | | | |
| ①部署 | 福祉部 社会・障がい者福祉課 | | | | | |
| ②所属長の役職名 | 社会・障がい者福祉課長 | | | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正•利用停止請求 | | | | | |
| 請求先 | 総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314~1316) | | | | | |
| 8. 特定個人情報ファイル | の取扱いに関する問合せ | | | | | |
| 連絡先 | 福祉部 社会・障がい者福祉課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1151) | | | | | |
| 9. 規則第9条第2項の適 | 用 []適用した | | | | | |
| 適用した理由 | | | | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|---------|-------------------|---------------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| いつ時点の計数か | | | 令和6年10月23日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| いつ時点の計数か | | 令和6年10月23日 時点 | | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | |
|--|----------------|---------|---|--|--|--|
| [基礎 | 項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 4. 特定個人情報ファイル | の取扱いの委託 | | [O]委託しない | | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [|] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 転(委託や情報提供ネットワー | ークシステムを | を通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | | |
| 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ノステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| - | | | | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | |
|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|---|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | |
| 8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない | | | | | |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 判断の根拠 | よる照会を行うことを厳守し び本人情報が記載された申 | ている。また、 請書の廃棄業 おいても複数 <i>。</i> | 主基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報に 特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号及 養務の際には、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介 人での情報共有や確認を行うようにしており、人為的ミスが発 とられる。 | | |

| 9. 監査 | |
|------------------|---|
| 実施の有無 | [O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育 | • 啓発 |
| 従業者に対する教育・啓発 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと | 考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するものとなっている。また、システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、複数人での確認を行う事としており、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

変更箇所

| 変更箇 | <u>所</u> | | | | |
|------------|---|---|--|------|-----------|
| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| 平成29年5月8日 | 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 | 内線1221・1222 | 内線1314~1316 | | |
| 平成29年5月8日 | 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わ せ | 内線1171 | 内線1151 | | |
| 令和1年6月18日 | 様式変更による改訂 | | | | |
| 令和2年2月6日 | Ⅱ 3 重大事故 | 発生なし | 発生あり | | |
| 令和3年8月16日 | I 1. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務 | 版塚市では、身体障害者福祉法に基づき対象 者に身体障がい者手帳を交付しています。 ①身体障がい者手帳交付申請書の受理、審 査及び申請に対する応答に関する事務 ②身体障がい者手帳の返還に関する事務 ③身体障がい者手帳交付台帳整備に関する 事務 ④氏名の変更又は居住地を移した場合の届 出の受理、その届出に対する応答に関する事 務 ⑤身体障がい者手帳の再交付に関する事務 | 飯塚市では、身体障害者福祉法に基づき対象 者に身体障がい者手帳を交付しています。 ①身体障がい者手帳を交付しています。 ①身体障がい者手帳交付申請書の受理、審 査及び申請に対する応答に関する事務 ②身体障がい者手帳交付台帳整備に関する 事務 ③氏名の変更又は居住地を移した場合の届 出の受理、その届出に対する応答に関する事務 ④身体障がい者手帳の再交付に関する事務 | | |
| 令和3年2月6日 | Ⅱ 3 重大事故 | 発生あり | 発生なし | | |
| 令和3年8月16日 | Ⅱ 1、2 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | | |
| 令和4年8月17日 | Ⅱ 1、2 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年8月17日時点 | | |
| | IV 8. 監査 | 自己点検 | 自己点検、内部監査 | | |
| 令和5年2月21日 | II 1、2 いつ時点の計数か | 令和4年8月17日時点 | 令和5年2月21日時点 | | |
| | Ⅱ 1、2 いつ時点の計数か | 令和5年2月21日時点 | 令和5年8月21日時点 | | |
| | II 1、2 いつ時点の計数か | 令和5年8月21日時点 | 令和6年10月23日時点 | | |
| | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第11項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第11条 | 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表20の項 | | |
| 令和6年12月13日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の第16、27、 28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 行政手続における特定の個人を搬別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第 12,20,21,22,28,29,30,31,42,53条 (情報照会の根拠) なし | (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2条の表14、18、20、25、 37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、 92、108、113、124、125、141、144、155、161、 163の頃 (情報照会の根拠) なし | | |
| 令和6年12月27日 | 様式変更による改訂 | | | | |
| 令和7年1月7日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | | 十分である | | |
| 令和7年1月7日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠 | | 本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄業務の際には、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での情報共有や確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | | |
| 令和7年1月7日 | Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない 情報との紐付けが行われるリスクへの対策 | | |
| 令和7年1月7日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 | | 十分である | | |
| 令和7年1月7日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠 | | 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入 手するため、目的外の入手が行われることは ない。その上で、事務に必要のない情報を入 手することがないよう、申請書様式において、 手続に必要な項目のみ記入するものとなって いる。また、システムへの入力に当たっては、 必要な項目のみ入力できる仕様としているほ か、複数人での確認を行う事としており、目的 外の入手が行われるリスクへの対策は「十分 である」と考えられる。 | | |